

（参考2）

獣医療計画制度について

1 獣医療計画制度導入の背景

産業動物開業獣医師の高齢化、家畜疾病の多様化・複雑化等を背景として、質・量ともに大きく変化してきた獣医療需要に的確に対応し、畜産業の発達、公衆衛生の向上等に資するため、国と都道府県が地域における実態を踏まえ、計画的に獣医療を提供する体制の整備を図ることが必要があった。

このため、平成4年に制定された獣医療法（法律第46号）において、農林水産大臣が、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を獣医事審議会に諮った上で定めるとともに、都道府県は、当該基本方針に即して、地域の実態を踏まえ、都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を策定することにより、地域における適切な獣医療の提供の確保を図ることとされた。

2 獣医療計画制度に関する法令上の規定（別紙参照）

獣医療法	獣医療法施行規則
◎第10条 獣医療を提供する体制の整備のための基本方針 ◎第11条 都道府県計画 ◎第12条 関係団体の協力 ◎第13条 設備等の提供 ◎第14条 診療施設整備計画の認定 ◎第15条 （株）日本政策金融公庫からの資金の貸付け ◎第16条 基本方針等の達成のための援助	◎第21条 都道府県計画 ◎第22条 畜産業の振興に資するための診療施設の整備

3 基本方針の見直しについて

農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更することが規定され（獣医療法第10条第3項）、また、基本方針を変更しようとするときは、獣医事審議会の意見を聴かなくてはならない（獣医療法第10条第4項）こととされている。

4 現在の状況

平成12年12月に平成22年度を目標年度とする第2次基本方針が公表（第1次基本方針は平成4年公表）され、当該基本方針が終期を迎えることから、見直しを行い、平成32年度までを目標とした新たな基本方針を定める必要がある。